

富士中央配水池の太陽光発電設備導入事業（P P A）について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年6月2日

富士市長 小長井 義正

記

1 業務概要

- (1) 事業名称 富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）
- (2) 事業内容 温室効果ガス排出を抑制するため、P P Aにより、富士中央配水池への太陽光発電設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行うものである。事業及び募集の詳細については、3により交付する「富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）仕様書」及び「富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）プロポーザル実施要領」のとおりとする。

2 参加資格

- (1) 令和7年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。なお、優先交渉権者を特定する期日までに登録が完了していることを条件に、登録がある者とみなす。
- (2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。なお、共同事業者の場合は、代表構成員を1者選定すること。
- (3) 日本国内に本社又は営業所等の事業拠点を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (4) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (5) 本事業と類似するP P Aによる太陽光発電設備の事業履行実績（P C S出力30kW以上かつ現在、稼働中の施設）として、令和2年4月1日以降において実績を有すること。
- (6) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - イ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (9) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停

止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(10) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は同条第 5 項の規定による営業停止処分（富士市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと。

(11) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(12) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和 7 年 6 月 2 日（月）から同月 1 8 日（水）まで

(2) 交付書類

ア 富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）プロポーザル実施要領

イ 富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）プロポーザル様式集

ウ 富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）仕様書

(3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトの URL は、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1030050000/p007706.html>

4 本事業に係る質問の受付及び回答

本事業に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間 令和 7 年 6 月 2 日（月）から同月 9 日（月）まで（最終日は、午後 3 時までとする。）

(2) 受付方法 質問書（様式第 1 号）に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0 5 4 5-5 5-2 9 0 1（直通）

- (3) 質問回答日 令和7年6月13日（金）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（PPA）プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

- (1) 提出期間 令和7年6月2日（月）から同月18日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市役所環境部環境総務課（市庁舎10階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（PPA）プロポーザル実施要領による。

6 参加資格審査結果の通知及び関連資料の配布

プロポーザル参加表明書、会社概要書、類似業務実績表等で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和7年6月20日（金）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

なお、参加資格があると認めた参加表明者には、電子データ（PDFデータ）にて、富士中央配水池の参考資料（建築図面（設置範囲指定あり）、屋根荷重諸元表、電気設計図面、引込盤単線結線図、推定消費電力に係る資料）を提供する。

7 手続日程

- (1) 令和7年6月 2日（月） 公告
- (2) 令和7年6月 9日（月） 質問書提出期限
- (3) 令和7年6月13日（金） 質問回答の公表
- (4) 令和7年6月18日（水） 参加表明書及び参加資格確認書類提出期限
- (5) 令和7年6月20日（金） 参加資格確認結果通知
- (6) 令和7年7月1日（火）～令和7年7月7日（月） 現場確認
- (7) 令和7年7月18日（金） 企画提案書等提出期限
- (8) 令和7年7月25日（金） プレゼンテーション及びヒアリング
- (9) 令和7年8月上旬～中旬 優先交渉権者の特定等結果通知
- (10) 令和7年8月～9月 協定締結

8 その他（留意事項）

- (1) 参加表明書、見積書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、見積書及び企画提案書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。

- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者等についての質問は一切受け付けない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。
また、参加資格確認書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。
- (7) 特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (8) 本プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (9) 契約手続に当たり、最も評価の高い企画提案書の提出者の特定後に確定する正式な業務仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。
なお、再度提出する見積書は、企画提案書とともに提出する。
- (10) 詳細は、上記 3 により交付する「富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）プロポーザル実施要領」に定めるとおりとする。